

令和6年度 いじめ問題対応

1 組織的対応の基本的な考え方

大前提：「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との基本認識のもとで、校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、主たる外部機関である医王病院と連携しながら迅速かつ的確な対応を行う。

- (1) いじめ問題はチームで対応する。
- (2) いじめ対策は校内で方針を共有し、同じ姿勢で取り組む。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (4) 時系列に沿って、経過の記録を残す。
- (5) 評価及び検証を行う。

2 危機管理委員会（いじめ問題対策）

目的

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に組織的に対応するため設置する。

(1) 構成

委員長は生徒指導主事とする。構成メンバーは以下の通り。
校長、教頭、指導課長（生徒指導主事）、教務主任、養護教諭、担任等。必要に応じて外部関係者を加える。会議の記録は指導課が行う。

(3) 機能・役割

- ・いじめ対策（防止）の全体計画策定、検証、見直し
- ・いじめ問題発生時の対応
 - ①情報の共有
 - ②問題の明確化
 - ③指導方針の決定
 - ④役割分担の決定
 - ⑤取り組みの評価と検証

3 「重大事態」への対処

(1) 「重大事態」とは

いじめ防止対策推進法第28条にある以下の事態をいう。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 「重大事態」が生じた場合は県教委へ報告し、協議の上、危機管理委員会（いじめ問題対策）に病院関係者やいじめ対応アドバイザー等の第3者を加えた組織を設けて迅速に対応する。

4 本校におけるいじめ認知件数

0件 (R 6. 9月末現在)

5 組織的対応図

